

新宮町告示第115号

平成30年第3回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

平成30年8月28日

新宮町長 長崎 武利

1 期 日 平成30年9月3日

2 場 所 新宮町議会議事堂

○開会日に応招した議員

上畝地白馬君	森 秀司君
安武 寛憲君	庵原 伸一君
大牟田直人君	高木 義輔君
横大路政之君	牧野真紀子君
松井 和行君	北崎 和博君

○9月3日に応招した議員

全員

○9月4日に応招した議員

全員

○9月14日に応招した議員

全員

○応招しなかった議員

なし

議事日程(第1号)

平成30年9月3日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第104号議案 新宮町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第105号議案 平成29年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 第106号議案 平成29年度新宮町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 第107号議案 平成29年度新宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 第108号議案 平成29年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 第109号議案 平成29年度新宮町相島診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 第110号議案 平成29年度新宮町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 第111号議案 平成29年度新宮町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第11 第112号議案 平成29年度新宮町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 第113号議案 平成29年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 第114号議案 平成29年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 第115号議案 平成30年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第15 第116号議案 平成30年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第16 第117号議案 平成30年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第17 第118号議案 平成30年度新宮町一般会計補正予算について

- 日程第18 第119号議案 財産の取得について（パソコン購入）
- 日程第19 第120号議案 福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第20 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第21 報告第17号 平成29年度新宮町土地開発公社経営状況報告について
- 日程第22 報告第18号 平成29年度新宮町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書について
- 日程第23 報告第19号 平成29年度新宮町健全化判断比率等の報告について
- 日程第24 報告第20号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第25 報告第21号 建設工事等の書類審査及び現地検査の結果報告について
- 日程第26 報告第22号 例月出納検査結果報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第104号議案 新宮町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第105号議案 平成29年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 第106号議案 平成29年度新宮町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 第107号議案 平成29年度新宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 第108号議案 平成29年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 第109号議案 平成29年度新宮町相島診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 第110号議案 平成29年度新宮町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 第111号議案 平成29年度新宮町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第11 第112号議案 平成29年度新宮町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第12 第113号議案 平成29年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 第114号議案 平成29年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 第115号議案 平成30年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第15 第116号議案 平成30年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第16 第117号議案 平成30年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第17 第118号議案 平成30年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第18 第119号議案 財産の取得について（パソコン購入）
- 日程第19 第120号議案 福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第20 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第21 報告第17号 平成29年度新宮町土地開発公社経営状況報告について
- 日程第22 報告第18号 平成29年度新宮町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書について
- 日程第23 報告第19号 平成29年度新宮町健全化判断比率等の報告について
- 日程第24 報告第20号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第25 報告第21号 建設工事等の書類審査及び現地検査の結果報告について
- 日程第26 報告第22号 例月出納検査結果報告について

出席議員（10名）

1番	上畝地白馬君	2番	森 秀司君
3番	安武 寛憲君	5番	庵原 伸一君
6番	大牟田直人君	7番	高木 義輔君
9番	横大路政之君	11番	牧野真紀子君
12番	松井 和行君	13番	北崎 和博君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	長崎 武利君	副町長	……………	吉村 隆信君
副町長	……………	福田 猛君	教育長	……………	宮川 優子君
総務課長	……………	中野 哲之君	政策経営課長	……………	太田 達也君
地域協働課長	……………	笠井与志則君	都市整備課長	……………	本田陽一郎君
上下水道課長	……………	森 一彦君	産業振興課長	……………	竹上 健君
環境課長	……………	安河内正路君	住民課長	……………	尾田 繁男君
健康福祉課長	……………	桐島 光昭君	税務課長	……………	高橋 忠久君
会計管理者	……………	末永富士美君	学校教育課長	……………	阿部 宏紀君
社会教育課長	……………	西田 大輔君	子育て支援課	……………	大原 稲子君
代表監査委員	……………	吉田 雅文君			

午前9時30分開会

○議会事務局長（井上 和広君） 起立、礼。おはようございます。御着席ください。

○議長（北崎 和博君） ただいまから、平成30年第3回新宮町議会定例会を開会いたします。
それでは、配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（北崎 和博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、2番、森秀司議員、3番、安武寛憲議員。
事故に備えて、5番、庵原伸一議員を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（北崎 和博君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

○議長（北崎 和博君） お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から9月14日までの12日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月14日までの12日間と決定いたしました。

会期中の日程は別に配付いたしております定例会日程表のとおりですので、議員並びに執行部

の御協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長にあいさつをお願いいたします。

町長。

○町長（長崎 武利君） おはようございます。本日、ここに平成30年第3回新宮町議会定例会を招集いたしましたところ、御多用の中、議員の皆様の御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

昨年は九州北部豪雨により、県内に大きな被害が発生をいたしました。今年もまた7月上旬に発生いたしました西日本豪雨により、中国地方を中心に各地で多くの方々が被災されました。

亡くなられました方々に、御遺族に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

新宮町では、昨年被災した東峰村や今年被災した愛媛県宇和島市に随時、応援職員を派遣しているところでございます。

また、新宮町の消防団に関しましては、第4分団が糟屋地区操法大会小型ポンプの部で見事優勝を成し遂げました。

7月22日に行われました福岡県操法大会でも3位という好成績を残しております。

今後も町民の生命財産を守るため、消防団員の皆様の活躍を期待いたしておるところでございます。

町政に関しましては、平成30年度も早いもので5カ月が経過をしたわけでございますが、各課主要施策、事務事業も順調に進んできております。

とりわけ新設中学校につきましては、校舎運動場も仕上げの段階に入っており、新宮中学校給食室新設工事につきましても、来年4月の新設中学校開校と同時に、給食が提供できるよう工事が進んでいます。

隣接するふれあいの丘運動公園及び周辺施設の整備も着々と進んでおります。

本町の人口増加率につきましては、ここ数年の中では、この1年落ちつきを見せていますが、まだまだ増加傾向にあります。

特に新宮北小学校区におきましては、学童保育所に待機児童が発生をし、1クラブ増設の必要性が発生をしております。

また北小の児童数の推計によりますと、普通教室が最大で32教室となり、数年後には教室が不足することが予想され、対応を迫られている状況でございます。

学童保育所の増設に関しましては今、議会におきまして、関連予算も計上させていただいておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

それでは、本日提案いたしております議案は、条例の改正1件、平成29年度決算認定10件、

平成30年度補正予算4件、契約案件1件、外部規約、協定等1件、計17議案、諸報告6件となっております。

なお、最終日には追加議案を予定をいたしております。

よろしく御審議いただきまして、御議決くださいますようお願いを申し上げます、議会招集のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（北崎 和博君） これより議案の審議に入ります。

日程第3. 第104号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第3、第104号議案、新宮町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） 第104号議案、新宮町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

改正趣旨といたしましては、平成30年10月1日に筑紫郡那珂川町が那珂川市と市制施行することに伴うものですが、平成22年1月1日に前原市が糸島郡志摩町及び二丈町と合併し、糸島市となり、その折に所要の改正を行っておらず、このたびの条例案、上程で合わせて必要な改正を行うものです。

1ページをお願いいたします。

第18条第3号中、前項を前号に改めるものです。

これは条例制定時、号を誤って項と認識したため、今回改めるものです。

別表第1備考中、前原市及び那珂川町をそれぞれ糸島市、那珂川市に改め、筑紫郡及び糸島郡を削るものでございます。

2ページに新旧対照表を添付いたしておりますので御参照ください。以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第104号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成9名、反対0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第104号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 第105号議案

日程第5. 第106号議案

日程第6. 第107号議案

日程第7. 第108号議案

日程第8. 第109号議案

日程第9. 第110号議案

日程第10. 第111号議案

日程第11. 第112号議案

日程第12. 第113号議案

日程第13. 第114号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第4、第105号議案、平成29年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

この際、本件から日程第13、第114号議案までの10件は、平成29年度決算の認定となっておりますので、一括上程し、議題といたします。

それでは、第105号議案から第114号議案までの議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（太田 達也君） 第105号議案、平成29年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、第114号議案、平成29年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定についてまでの説明をいたします。

8つの特別会計及び水道事業会計並びに一般会計につきまして、地方自治法第233条第3項、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて、議会認定に付するものでございます。

それでは、平成29年度新宮町決算と表題のついております一覧表で御説明をさしあげたいと思います。

第105号議案、平成29年度新宮町渡船事業特別会計から第114号議案、平成29年度新宮町一般会計まで、各会計の決算収支は記載のとおりでございます。

第111号議案の平成29年度新宮町水道事業会計を除きます8つの特別会計の合計といたしましては、歳入45億3万5,416円、歳出43億148万7,862円、差し引き1億9,854万7,554円となっております。

翌年度へ繰り越すべき財源はなく、8つの特別会計の実質収支の合計も1億9,854万7,554円となるものでございます。

第111号議案、平成29年度新宮町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましては、収益的収入7億5,800万9,010円。

収益的支出6億4,854万7,636円。

差し引き1億946万1,374円となり、これから消費税分を除いた9,740万15円が当年度純利益となるものでございます。

資本的収入2,803万7,280円。

資本的支出2億5,578万3,987円。

差し引きマイナス2億2,774万6,707円となっております。

なお、この収支不足額につきましては、当年度消費税資本的収支調整額852万5,563円、過年度損益勘定留保資金2億1,922万1,144円で補填を行っておるものでございます。

続きまして、第114号議案、平成29年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入132億3,270万449円。

歳出126億131万5,041円。

差し引き6億3,138万5,408円。

継続費繰越額1億9,512万8,000円。

繰越明許費繰越額8,959万9,000円。

実質収支額が3億4,665万8,408円となっております。

説明は以上でございます。

○議長（北崎 和博君） ここで決算に関する監査委員の監査意見をお願いいたします。

吉田代表監査委員。

○代表監査委員（吉田 雅文君） おはようございます。お手元でございます平成30年8月22日付けで、新宮町長宛てに提出いたしました平成29年度新宮町歳入歳出決算審査意見書について、説明いたします。

この審査意見書は、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、平成29年度新宮町一般会計歳入歳出決算、平成29年度新宮町水道事業会計剰余金の処分及び決算、ほか8件の特別会計の決算につきまして、7月、8月の5日の日程で牧野委員とで審査を実施いたしました。

その結果を意見書としてまとめたものであります。

審査は意見書1ページ3の審査方針に基づき、関係各課、局長とから説明を受け、質疑の上、審査いたしました。

審査検証した結果につきましては、2ページの審査意見1、総括の前段に記述していますとおり、例月出納検査の集計と合致し、決算計数は正確であることを確認いたしました。

次の第2段落、第3段落では、政策経営課長の説明と重複しますが、一般会計及び特別会計等の歳入歳出全般について記載しております。

そして次の段落以下は一般、特別会計、すべての歳入歳出の事項ごとに、予算の執行状況及び

事業の経営が適切かつ効率的に運営実施されているかについて検証を行い、今後、検討改善を必要とする事項を審査意見として述べております。

次に、3ページ以降におきましては、各会計ごとの歳入歳出について、科目ごとに分析を行い、意見も述べております。

目を通していただき、本日また決算特別委員会の場での審議に際しまして参考にしていただけたらと考えます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（北崎 和博君） ありがとうございます。ここで、監査意見に対する質疑を許可いたします。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 2ページのところの真ん中ほどにあります引き続き税務署や県税事務署との連携も強化されたい。

また、専門的な組織の新設についても検討を行われたいというふうな記述がありますが、どういうふうな内容であったのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それと下のほうになりますけど、初めてじゃないかと思いますが、交際費についての記述が出ています。

食糧費での支出が適切である事案が一部見受けられた。交際費の支出基準について、今一度研究・検討を行われたい。

食糧費については、各付属機関の委員等の就退任時において、会食代として支出されていた。

住民からの疑念が生じないよう適切な予算措置を講じられたいということですが、どういうふうな監査で出たのか内容等がわかれば教えていただきたい。

それと8ページですけど、財産収入の中で無償貸付を行っている団体等に対しては、有償貸付についての検討を行うなど収入確保に努められたいということですが、どういうふうな財産収入で無償貸付のほうを有償貸付に検討されたいのか、わかりましたらお願いします。

以上です。

○議長（北崎 和博君） 吉田代表監査委員。

○代表監査委員（吉田 雅文君） はい、お答えいたします。まず第1点、専門的な組織の新設ですけど自主財源としての町税の歳入は、比例でいったら相当な部分を占めております。

特に今、調べましたら滞納繰越分のほうが不納欠損とか収入未済とか多額にわたっておりますので、歳入確保のためにはやっぱり専門的な何か部署が必要ではないかというふうに思っており、ここに意見として述べさせてもらっています。

次に交際費と食糧費につきましては、交際費はそこに書いていますが、食糧費での支出が適切である事案って書いてはありますが、本来であれば食糧費から支出するのが妥当ではないかという

ふうなことが思われたのがありましたので、それを各総会とか団体とかのお呼ばれといいますか、参加するときには会食代として交際費から出しているものがあります。

会食代としては食糧費のほうが妥当ではないかというふうに思っておりますので、食糧費として予算措置をしてくださいというような意味合いであります。

あとは食糧費はここに書いていますけど、これは全否定はいたしませんけど、住民の目線から見ると、非常勤特別職との会食に対して公費から支出することが社会通念に對しまして、住民からの理解が得られるかどうかというのをもう一度考えてほしいというふうに思いまして、意見として述べさせてもらってます。

次に財産収入ですけど、これ30年の4月現在で件数出してますけど、有償での貸付が11件、無償での貸付が12件あります。

その中でも無償貸付が収入を確保するためには少しでもやっぱり有償貸付、無償にすることには根拠規定が必要だと思いますので、根拠がしっかりない分は有償で徴収していただきたいというふうに意見はつけております。以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 確認させていただきますけど、専門的な組織というのはもう専門的なそういうような部署を設けなさいと、そういうふうな解釈でいいですかね。

そういうふうなことで、それと食糧費については、ここ書いてありますように各付属機関やいろんなものについては、食糧費で計上しなさいと。

予算上食糧費で計上しなさいと、それでその中で支出をしていくほうが妥当じゃないかなというふうな解釈でいいですか、ちょっとそこらあたりをお願いします。

それと、無償貸付については12件まだあるんですけど、その分については根拠規定があれば無償でそのまま継続してもいいけど、根拠規定がない分については、今後有償規定というふうな形で考えていきなさいと。

そういうふうな解釈でいいかちょっと再度お尋ねします。

○議長（北崎 和博君） 吉田代表監査委員。

○代表監査委員（吉田 雅文君） 専門的な部署、今、ほとんどが税務課のほうで、町税とか徴収されていると思いますけど、それを生かして国民健康保険税、特別会計の国民健康保険税、それと住宅新築資金等貸付事業と保育園の使用料とか、歳入として上がってきておりますが、そこもまだ収入未済とかありますので、そこを一括して徴収できるのが今から必要ではないかと思えます。

住民税とか払われてる方、事情があつて払われてない方もいらっしゃいますけど、公平性を期すためにもしっかり税金をとっていただきたいというふうに思っております。

先ほどおっしゃったのは交際費のこと、食糧費から。

○議長（北崎 和博君） はい、庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 交際費の中で食糧費が支出されているようですが、それは結局食糧費の中で予算計上して支出していきなさいというようなことの解釈でいいですかね。

○議長（北崎 和博君） 吉田代表監査委員。

○代表監査委員（吉田 雅文君） はい、会食費というのは本来食糧費ではないかというふうに思っておりますので、それは食糧費として、年度当初から予算措置しておくべきではないでしょうかということを申しております。

○議長（北崎 和博君） いいですか。8ページ。

○代表監査委員（吉田 雅文君） はい、以前も意見として述べていたことがあるかと思いますが、無償貸付は少しずつ年々減ってきているかと思えます。

もう一度洗い直して、有償すべきところは、有償で貸付ていただきたいというふうな考えであります。以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 無償貸付の件でお尋ねしますが、12件の中で監査委員さんとしては、いわゆる有償貸付が妥当だという案件があるというふうなお考えなのか、いわゆる12件の中で無償貸付の根拠を明確に設ければ、12件は止むを得ないというふうなお考えなのか、ちょっとお伺いします。

○議長（北崎 和博君） 吉田代表監査委員。

○代表監査委員（吉田 雅文君） その根拠規定があれば、それは無償貸付でも構いません。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。はい。高木議員。

○議員（7番 高木 義輔君） 関連質問でございますが、専門的な組織の新設時についても検討を行われないということで、御指摘されておりますが、指摘されて行政側のその反応といたしますかね。

当然こういうこととしてくださいよってということで監査報告をされて行政側に言われたと思うんですが、行政側のその受けとり方、そして、例えば検討されたいということで意見を言われて、そしてそれについて行政側としてどんなふうに真摯な態度で受け入れて、これは1年間かけてちよっといろいろ研究していきたいとか検討していきたい、組織は例えば、先ほど言われたような網羅的にやるとか、一部のところを切り取ってきちっとやっていくとかっていろいろなありましようけれども、その辺の行政側の反応はいかがでございましたでしょうか。

○議長（北崎 和博君） 吉田代表監査委員。

○代表監査委員（吉田 雅文君） はい、お答えします。行政側の反応といたしますか、これ22日

に提出したばかりで、あとは中身をしっかりと行政側のほうも読んでいただきまして、検討していただきたいと思いますということ言っています。

組織についてはなかなか限られた人員でありますので、難しいと思いますが、将来的にも必要ではないかというふうなことを考えまして、ここに述べさせていただいておるわけであります。

○議長（北崎 和博君） 高木議員。

○議員（7番 高木 義輔君） では次に12月っていいですかね。次の議会ぐらいまでに例月の監査とかありましようから、そのときにぜひ、どういうふうに経緯っていうか、どういうふうな状況で進んでいるのか検討してるのか検討していないのか、それも含めて、ぜひチェックをお願いしたいと思いますのでどうぞよろしくお願いします。

なぜ私がこう言うかっていったらですね、補助金、助成金についていつも出てるんですよね。

意見書として監査のほうから、より一層の透明性を図り、事務手続きを厳格に行われたらっていうことがいつも大体のところ今まで出てると思うんです。

ということは、行政側としては本当にこう監査の方々の意見を真剣に聞いているのかなど。

非常にきつい言い方ではありますが、これが出てくるということは、やっぱりそこで何らかの形があるんじゃないかという行政側の受け取り方の問題というものもあるんじゃないかなっていうふうに思いますので、ぜひ監査委員の方々大変でございましょうけども、そこも含めて指摘だけじゃなくて、そういうのを次、

○議員（7番 高木 義輔君） 追求っていいですか、その辺のチェックをぜひお願いしたいと思います。

○議長（北崎 和博君） 答弁はよろしいですか。はい。

はい、ほかに。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終わります。お諮りいたします。

第105号議案から第114号議案までの10議案については、議長及び牧野監査委員を除く議員8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 御異議なしと認め、決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

なお、休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出方をお願いいたします。

午前10時00分休憩

.....
午前10時05分再開

○議長（北崎 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に正副委員長を選出していただきました結果、委員長は大牟田直人議員。

副委員長は安武寛憲議員に決まりましたので、御報告いたします。

なお、委員長におかれましては、9月6日、7日、10日の3日間、決算特別委員会にて審査をお願いいたしますとともに、本会議最終日に審査結果の報告をお願いいたします。

日程第14. 第115号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第14、第115号議案、平成30年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（尾田 繁男君） 第115号議案、平成30年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、御説明いたします。

歳出のほうから説明をさせていただきます。10、11ページをお願いいたします。

1款1項1目13節委託料を27万円計上しております。これは制度改革により行うシステムの改修によるものです。特定財源として国県支出金の3款1項1目1節、特別交付金27万円を充てるものです。

2款2項2目19節、退職被保険者等高額療養費負担金を39万6,000円計上しております。これは8月までの支出がお1人の方によるものであり、その方が65歳になられましたので、その方の支払いは9月以降、一般の被保険者の高額療養費としての請求になってきますが、予算残額がありませんので計上するものです。特定財源といたしまして国県支出金、3款1項1目2節普通交付金39万6,000円を充てるものです。

6款1項1目23節償還利子及び割引料は一般被保険者国民健康保険税還付金を35万円計上しております。これは6月の課税通知後に遡及しての社会保険の加入、あるいは住民税の申告等があったことで見込み以上の還付となったため計上するものでございます。

また、6款1項3目23節償還利子及び割引料は66万円の計上で、こちらは平成29年度退職者医療給付費交付金の精算による返還金となっております。

次に歳入について御説明いたします。8、9ページをお願いいたします。

特定財源については説明を省略させていただきます。

5款1項1目1節、前年度の繰越金101万円で収支を調整しております。

以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第115号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成9名、反対0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第115号議案は原案のとおり可決されました。

日程第15. 第116号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第15、第116号議案、平成30年度新宮町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 第116号議案、平成30年度新宮町水道事業会計補正予算について、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出第2条、平成30年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出、第1款水道事業費用、補正予算額23万円を増額し、合計の7億1,094万円とするものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出、支出しかありませんので支出について御説明申し上げます。

1款1項3目総係費の23万円の増は、来年5月に実施される新元号対応に係るシステム改修業務の委託料を補正するもので、公共下水道事業会計と2分の1で案分して計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第116号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成9名、反対0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第116号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 第117号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第16、第117号議案、平成30年度新宮町公共下水道事業会計

補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 第117号議案、平成30年度新宮町下水道事業会計補正予算について、御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出第2条、平成30年度公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款下水道事業収益、補正予算額493万円を減額し、合計の9億5,302万8,000円とするものでございます。

支出、第1款下水道事業費用、補正予算額207万6,000円を増額し、合計の9億803万6,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出、第3条予算第4条に定めた資本的支出の予定額については、第1款第1項の建設改良費の予算組み替えのため予定額の変更はありません。

4ページ、5ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出、支出について御説明申し上げます。

1款1項4目総係費の23万円の増は、水道事業会計でも御説明申し上げましたが、来年5月に実施される新元号対応に係るシステム改修業務の委託料を補正するもので、水道事業会計と2分の1で案分しております。

1款2項3目消費税及び地方消費税の184万6,000円の増は、平成29年度公共下水道事業特別会計の打ち切り決算確定に伴い、平成29年度消費税及び地方消費税が確定したため、増額となったものです。

次に、収入について御説明申し上げます。

第1款2項3目消費税及び地方消費税還付金の493万円の減は、支出でも説明しましたが、平成29年度公共下水道事業特別会計の打ち切り決算確定に伴い、平成29年度消費税及び地方消費税が確定したため、還付金が減額となったものでございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

資本的支出について説明いたします。

1款1項2目雨水管渠建設費の1,728万円の増は、浸水対策として実施する新宮北小学校北側の上府第1排水区、雨水渠築造工事を実施するに当たり、詳細調査を実施したところ、ガス管が支障物件として当たることが判明したため、物件移転補償費を増額するものと緑ヶ浜池の埋め立てに伴い、雨水管渠の新設工事が必要となったため、工事請負費を増額するものでございます。

また、4目のポンプ場建設改良費の1,728万円の減は、新宮ポンプ場自家用発電更新工事の執行残によるものです。

なお、補助事業である執行残の金額は2目雨水管渠建設費の補償金、工事請負費に全額充てて予算の組み替えを実施しております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第117号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成9名、反対0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第117号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 第118号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第17、第118号議案、平成30年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（太田 達也君） 第118号議案、平成30年度新宮町一般会計補正予算について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条に記載のとおりでございます。

第2条地方債の補正につきましては、5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正は変更といたしまして、臨時財政対策債を計上しております。

額が確定したため減額し、限度額を3億9,451万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算の説明をいたします。16、17ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費、5節災害補償費及び22節補償補てん及び賠償金につきましては、公務災害が認定された臨時職員に6月分までの療養補償等を行うためのものでございます。

12節医師意見書作成料は、公務災害の認定委員会に提出するためのもの、13節ふるさと納税システム保守等委託料は、元号改正に対応するためのものでございます。

特定財源といたしまして、20款4項3目1節非常勤職員公務災害補償保険金395万8,000円を充当しております。

5目財産管理費27節自動車重量税は、10人乗りの公用車分計上誤りのため不足する額で計上したものでございます。

7目電算管理費13節システム改修委託料は、マイナンバーカード等への記載事項の充実等に

関する本年度分のシステム改修と元号改正対応のためのものがございます。

15節の電算施設改修工事費につきましては、産業振興課が庁舎1階に移転することに伴い、予算を計上するものがございます。特定財源といたしまして、14款2項1目1節社会保障・税番号制度システム整備補助金を充当しております。

13目まち・ひと・しごと創生総合戦略費19節地域振興事業支援補助金は、過疎地域等自立活性化推進交付金が不採択となり、地方創生推進交付金を活用するため、相島での事業計画を見直したことによるものがございます。特定財源といたしまして、14款2項1目2節過疎地域等自立活性化推進交付金850万円をすべて減額いたしまして、地方創生推進交付金362万5,000円の増額を相殺して充当しておるものがございます。

3款1項1目社会福祉総務費は、特定財源といたしまして、15款2項2目9節地域自殺対策強化交付金を自殺対策計画策定委託料に充当することに伴う財源更正でございます。

2目福祉センター管理費11節修繕料は、本年4月1日に社会福祉センターを譲り受け、その後、職員で施設設備を確認したところ、早急に修繕が必要と認められるものの対応のため計上するものがございます。

3目国民年金事務費13節システム改修委託料は、国民年金法改正に伴う電子媒体化・様式統一化などに対応するためのものがございます。

特定財源といたしまして、14款3項2目1節国民年金事務委託金を充当するものがございます。

4目老人福祉費、11節冷暖房設備保守点検委託料は、相島ふれあい館の空調機器等のためのものがございます。

18、19ページをお願いいたします。

7目障害者福祉費7節臨時雇賃金は、本年4月から健康福祉課が本庁と福祉センターに分かれたことに伴い、事務所内の職員が少なくなった場合でも窓口対応等に支障がないよう、臨時職員を配置するためのものがございます。

13節障害者システム変更委託料は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、福祉総合システムを追加で改修するため増額するものがございます。

特定財源といたしまして、14款2項2目3節障害者自立支援給付支払等システム事業費補助金を充当しておるものがございます。

2項3目児童福祉施設費13節冷暖房設備保守点検委託料は、平成29年度実施分の支払いが当該年度でできなかったため、本年度支払うこととなったことにより計上しております。

15節学童保育所新設工事費は、新宮北小学校学童保育所を1クラブ分対応のため、計上しておるものがございます。特定財源といたしまして、18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金

2,000万円のうち1,000万円を充当しておるものでございます。

4目シーオーレ新宮管理費、11節印刷製本費は、施設使用許可申請書印刷のため、また15節施設整備工事費は、駐車場照明柱腐食のため、撤去更新するため予算を計上しておるものでございます。

4款1項1目保健衛生総務費13節廃棄物処理委託料は、水銀の処分に関し、輸送経費が増えたため増額計上するものでございます。

3目母子衛生費11節修繕料は、発達支援センター備品修繕のためのものでございます。

5目環境総務費は、特定財源といたしまして、15款2項5目3節荒廃森林再生事業交付金54万5,000円のうち、1万4,000円を賃金に充当することに伴う財源更正でございます。

6目環境衛生費は、特定財源といたしまして、15款2項5目3節荒廃森林再生事業交付金54万5,000円のうち5万8,000円を人件費に充当することに伴う財源更正でございます。

20、21ページをお願いいたします。

2項2目じん芥処理費11節印刷製本費は、不法投棄用のシールステッカー印刷のため増額計上しております。

6款1項3目農業振興費19節輸出向け農産物供給拡大対策事業費補助金は、いちごの農薬散布機械購入に伴う、町の負担分を計上したものでございます。

4目農地費は、特定財源といたしまして、15款2項5目5節農村整備総合事業補助金を湊地区農業施設新設改良工事に充当することに伴います財源更正でございます。

2項1目林業総務費13節荒廃森林整備事業調査業務委託料は、立花口地区を中心に事業を進めるための調査及び保安林指定を実施するためのもので、特定財源といたしまして、15款2項5目3節荒廃森林再生事業交付金54万5,000円のうち47万3,000円を充当しております。

7款1項3目観光費11節修繕料は、六所神社トイレ修繕のためのものでございます。

8款4項2目公園費は、特定財源といたしまして、12款1項2目2節公園管理費負担金を、沖田中央公園分植木管理委託料に充当することに伴う財源更正でございます。

22、23ページをお願いいたします。

9款1項2目非常備消防費は、7月22日に実施された福岡県消防操法大会に第4分団が出場したこと、また10月19日に実施される全国消防操法大会に糟屋地区を代表し、久山町が出場することに伴う経費など238万円を計上したものでございます。

3目消防施設費12節車検手数料及び27節自動車重量税は、車検における手数料の増及び対象車両が増えたため増額したものでございます。

10款1項2目事務局費13節システム改修委託料は、中学校新設に伴う学齢簿等システム改

修のためのものがございます。

2項4目新宮小学校管理費15節施設整備工事費は、旧新宮幼稚園ブロック塀の改修及び南棟高架水槽改修のための計上でございます。

10目新宮北小学校管理費15節施設整備工事費は、職員室電話機増設のためのものがございます。

24、25ページをお願いいたします。

3項2日本校管理費は、平成31年4月から給食を実施するため、消耗品購入、電気設備保守点検委託及び備品購入のため2,577万4,000円を計上するものがございます。

15節施設整備工事費は、南棟校舎中庭棟漏水補修工事等のために計上しておるものがございます。特定財源といたしまして、18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金2,000万円のうち1,000万円を充当するものがございます。

6目新設校建設費13節電気設備保守点検委託料は、平成31年4月から給食を実施するため計上したものでございます。特定財源といたしまして、15款2項5目3節県民参加の森林づくり推進事業補助金を県産木を使用した備品の購入に充当するものがございます。

5項1目幼稚園総務費23節福岡県子どものための教育・保育給付費補助金返還金は、平成29年度分返還のため計上したものでございます。

4目新宮東幼稚園費7節非常勤職員賃金は、産休代替の幼稚園教諭のためのものがございます。

6項10目そびあしんぐう管理費14節コピー使用料は、当初の見込みよりコピーの使用が多かったため計上したものでございます。

26、27ページをお願いいたします。

7項3目体育施設費15節町民体育館補修工事費は、町民体育館の扉交換のため計上したものでございます。

11款1項1目農林災害復旧費及び2項1目土木災害復旧費の122万1,000円と269万円は、平成30年7月の豪雨の際に被害を受けた公共施設等の復旧工事を実施するため、増額して計上したものでございます。

12款1項1目公債費の元金、23節財務省分は、平成29年度事業の完成見込みで借入を行っていたものの一部に、完成時点で起債対象事業費等に変動が生じ、貸付限度額超過状態となったため、繰上償還をするものがございます。

特定財源といたしまして、18款2項1目1節減債基金繰入金を充当しております。

次に、歳入について説明いたします。

歳出の説明時に特定財源の説明をしたものは除かせていただきます。

10、11ページをお願いいたします。

10款1項1目1節普通交付税は、額が確定し減額しております。4億9,578万2,000円でございます。

12、13ページをお願いいたします。

16款2項2目1節物品売払収入は、公用車は普通貨物トラックでございますけれども、処分したことに伴う収入でございます。

14、15ページをお願いいたします。

1つ飛ばしまして、20款4項3目1節雑入68万7,000円は、臨時・非常勤職員傷害保険金でございます。

21款1項7目1節臨時財政対策債は、地方債の補正で御説明いたしましたが、額が確定し、減額しております。

戻っていただきまして、19款1項1目1節前年度繰越金で収支調整をしております。

説明は以上でございます。

○議長（北崎 和博君） ここで10時45分まで休憩いたします。

午前10時33分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（北崎 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第118号議案、質疑を許可いたします。

まず、16ページの歳出から質疑を許可いたします。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 17ページの災害補償費やら説明されましたけど、この災害補償費はどのようなふうな内容で出されるのか、その災害補償費の内容の説明をお願いします。

あとはちょっとページがわかりませんが、学童保育の今度工事請負費が出ておりますけど、北小学校の分で今度学童保育所を建築することによって、もう完全に北小学校はもう学童保育所の待機児童は完全になくなるというふうな形で理解していいかどうかお尋ねします。以上です。

○議長（北崎 和博君） いいですか。総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） はい、災害補償費の中身の説明ということでございますが、これは2月に相島の水の運搬で発生いたしました方の2月から6月までの分の災害補償費になります。

○議長（北崎 和博君） どういうふうな形で出すかっていう、どういうふうな形で出ていくかっていう内容ですね。総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） こちらのほうは病院の治療費、手術費、そういった部分の支払いに直接病院のほうに支払う分になります。

○議長（北崎 和博君） ちょっと待ってください。子育て支援課長。

○子育て支援課長（大原 稲子君） 北小の学童についてのお尋ねですが、北小学校の児童数の推計によりまして、学童保育のほうの児童数も推計しておりますので、今度、増設することによって、待機児童はなくなるということで見込んでおります。以上です。

○議長（北崎 和博君） はい、庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 今度、水道の相島の関係の方の転倒交通事故等の災害補償費ということで、説明があったように思いますけど、もうその方については、今回この予算計上している分で、もうすべて示談とかいうような示談という言葉は悪いが、これで全部終了するのかお伺いします。

それと学童保育ですけど、来年4月ぐらいにまた西口のほうでマンション等が建ちますけど、大体そういうところも推計等に入れて多分学童保育所の待機児童を今回、建築をすることでもう増築は今後はないと、そういうふうな理解でいいかどうか確認します。

○議長（北崎 和博君） 一応、2月から6月分なんですよね、今回の補正は。

だからその部分ですから、後はちょっとどうなるかわかりませんが、その件を把握した上でっていうことでいいですね。

それと学童については、全体の部分のことですか。北小の部分のことですか。

庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 北小学校だけでいいです。

○議長（北崎 和博君） 総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） はい、お答えいたします。この災害補償費につきましては、2月から6月分ということで、またリハビリ、それから後遺障害そういったものが残っておりますので、また次回にまだ継続させていただくようになるかと思っております。以上です。

○議長（北崎 和博君） はい、子育て支援課長。

○子育て支援課長（大原 稲子君） はい、お答えいたします。北小学校の学童保育につきまして、北小学校の児童数によりまして、学童保育のほうも推計しております。

それと待機児童は出ないということで見込みは出しております。

マンションのほうの児童数も含んだところで推計を出しております。以上です。

○議長（北崎 和博君） はい、庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 学童保育の確認をしますけど、今、来年度マンションが建つということでその分も見込んでしているということで学童保育については、待機児童が出ないというような理解でいいですか。

○議長（北崎 和博君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大原 稲子君） すいません、西口とおっしゃってるのが、ミツカン跡地のマ

ンションでしょうか。

○議長（北崎 和博君） はい、庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 今、西口の降りてすぐのところにマンションが建って、来年の4月ぐらいから入居が始まると聞いていますけど、70戸ぐらいですかね。

その分についてもちゃんと見てあるのかっていうことを言っています。

ミツカン酢の分については、新宮小学校のほうに行くというふうに説明を受けてますので、北小学校の分についてのお尋ねをしています。それでいいですかね。

○議長（北崎 和博君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大原 稲子君） すいません、トラストのほうも見込みで入っております。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。はい、ほかに。横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、お尋ねします。システム改修委託料についてなんですが、これ全般について上下水道のほうでも説明がありましたが、新元号対応のためのシステム改修ということになると、簡単に言うと全国レベルのシステム改修が発生するわけですが、今の段階でどういう発注をされる予定になっとるのか。

要はその集中的に業務が集中して、業者が足りないとか、不足して間に合わないというようなことがないように段取りをすべきだろうというふうに思うんですが、その見通しというのはきちんと立ってるんでしょうか、その点をお尋ねします。

○議長（北崎 和博君） 政策経営課長。

○政策経営課長（太田 達也君） はい、お答えいたします。今回、システム改修につきましては、うちが導入しております導入のほうの業者のほうということになりますので、随意契約という形で業務が進んでいくというふうに思っております。

その中で本年度中に、そのシステムに関して、元号改正ということの部分でどういう業務が発生していくのかという洗い出しから今年度やりまして、来年度元号が新しく決まった段階で、また来年度に業務を行うというところで今、段取りを組んでいるところの委託料を計上させていただいております。以上です。

○議長（北崎 和博君） 横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、そうしますと新元号対応のためのシステム改修というのは、これだけじゃおさまらないということですね。

最終的にはもう一度、当初予算か何かで予算計上ということになるんだろうと思うんですが、その費用について、これは各自治体が一般財源ですべて賄う予定になっているのか、それとも国から何がしかのを助成金、補助金が出るのか、予算のその内訳についての予測をお尋ねしたいと思います。

○議長（北崎 和博君） 政策経営課長。

○政策経営課長（太田 達也君） はい、今の元号改正に関する国の動きにつきましては、情報系のところで支障がないように準備をするようにというような会議・会合が催されておるような状況でございまして、その指示はあっておるようございましてけれども、地方の財源的なところのお話はまだ全くなされてないというところで、地方の負担の中において、今のところはやっていけないのではないかというふうなところで準備をしておるところでございます。

以上です。

○議長（北崎 和博君） 横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） ただでさえ自治体財政って、これは新宮に限らずなんです、厳しい中で財政運営してですね、こういう突発的とでも言ってもいいと思うんですが、このことによる支出ってというのは、やはり地方財政にとって大きな負担痛手だというふうに思うんですね。

ですから、やはりこれは町長にお尋ねしたいんですが、首長会であるとかですね、通してやはり地方の意見を国にあげるという事は僕は必要だろうというふうに思うんですね。

ですから今後、やはり国の政策変更による、もしくはそういうその外圧というのはちょっと言葉が違ってもかもしれませんが、発生する自治体の財政負担というのは、やはり国が相応面倒を見てほしいんだというようなことをあげるべきだというふうに思うんですが、町長のお考えをお尋ねします。

○議長（北崎 和博君） 町長。

○町長（長崎 武利君） この問題は本当に国の制度改正によって、各自治体のシステム改修等が非常に多くなされてきておりますので、その点は町村長会とか、いろいろ話をしながら国のほうへそういったことを要望を出してはおります。

今回元号改正もあります、乳幼児の幼保の無償化にしましても自治体への負担がどうかというようなことも非常に町村長会でも心配をしておりますので、そういった点もやはり組織を挙げて国に要望していきたいと思っております。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。ほかに、高木議員。

○議員（7番 高木 義輔君） 21ページの農業振興費の中で輸出向け農産物供給拡大事業ということで初めて聞きましたので、一般的に考えますと新宮町の物産が輸出を拡大していくのか、そんな輸出の商品があったのかなっていうことを含めて、どういうふうな事業なのかお聞きしたいと思います。

それと農林水産業費の中で荒廃森林整備事業調査っていうことでありますけれども、新宮町の全体的に調査をして調査後どのように調査した内容を活用していかれるのか、どんなふうに結びつけていかれるのか、構想といいますか、その辺がありましたらお願いしたい。

それと25ページの新設学校建設費の中で、電気設備保守点検委託料ということで16万9,000円が補正されておりますが、これはまだ引き渡しをされていないんじゃないかなど、建設のですね。

それで何で保守点検委託料なのかっていうことが、ちょっとよくわからなかったんでお聞きしたいと思います。

もし、その保守点検がこの時点にいるのであれば、当然当初予算の中に入ってたんじゃないかなというふうに、全体的の予算の中で思いますんで、その辺を含めてお聞きしたいと思います。

○議長（北崎 和博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） はい、最初の質問についてお答えいたします。

こちらのほうの輸出向けっていうのは、新宮町のいちごのことでありまして、いちごが作付けされて生産されてあるんですけども、今回のこの補正に関しましては古賀市のほうでもつくってある方がおられまして、古賀市と共同で輸出に関する作業をちょっとされておられまして、輸出先国の検疫とか残留農薬基準に対応した形での機械を購入して、この場合、薬剤散布用の道具になるんですけども、それを購入するというこでの補正の上げ方をしております。

これまで新宮町のほうでは、そういったことをしておりませんで、古賀のほうでまとめてその作業をされておられましたので、新宮町は今年と去年かその一昨年かあったみたいなんですけれども、そちらのほうの補助金申請を上げて、それが県のほうから許可がおりましたので、補助金が入ってくると。

それをこの新宮町の輸出をされるいちごを作っている方のほうに補助金という形で払うというふうな流れになっております。

○議長（北崎 和博君） 環境課、安河内課長。

○環境課長（安河内 正路君） はい、6款2項1目の13節荒廃森林整備事業について御回答いたします。

事業の概要でございますが、これはスギ、ヒノキ林を中心としまして調査するものでございます。調査対象森林でございますが、これは民有林とかつ植林して16年以上のもの、それが木の枯れ具合や下草の生育状況、これを見ながら、果たして次の森林整備をしなきゃならんかどうか、その判断をしていくものでございます。

まず平成30年度、今年度につきましては調査を行います。調査を行った結果、整備が必要であるということになりますと、例えば間伐とか、あと進入してきた竹の伐採、あと植林、あと作業路の新設、そういったものを必要に応じてやっていくということになります。

これにつきましては、福岡県森林環境税によって賄われるものでありまして、森林所有者の負担はございません。それと町費の持ち出しもございません。

こういった調査をして必要に応じて整備をやっていくと、こういったものを今後5年間かけてやっていきたいというふうに考えております。概要以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 学校教育課長。

○学校教育課長（阿部 宏紀君） はい、新設中学校の電気設備保守点検委託料について御説明させていただきます。

新たに受電することになりまして、九州電力への電気保安技術者の届け出が必要となっております。正式には2月からの引き渡しを受けますが、10月ぐらいからその主任技術者を定めて、九州電力に届け出る必要がございますので、委託料として計上させていただいたところでございます。以上です。

○議長（北崎 和博君） はい。高木議員。

○議員（7番 高木 義輔君） では、輸出のほうでございますが、今後いちごを新宮町として、いちごを輸出をどんどんと言ったら語弊がありますが促進されて、今から国内消費が100%だったでしょうから、今後は輸出を例えば新宮町としては半分とか3分の1は輸出に力を入れていくとかそういうふうな具体的なことがあるんでしょうか。

○議長（北崎 和博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） はい、お答えします。こちらの件につきましては、生産者の方が独自で動いてありまして、これを進めておられましたんですけれども、町としてこういった輸出に関して協力できるものがあれば、それは町としても推進をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか、ほかは。はい、ほかに。森議員。

○議員（2番 森 秀司君） 今のに関連しまして、輸出の場合は、現在は県事業というふうなことの答弁でしたけども、国も結構輸出には力入れてますけども、その国のほうの予算というのはあるんですか。

○議長（北崎 和博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） すいません、お答えします。ちょっと国のほうにあるかどうかというのは申し訳ございません。ちょっと今のところ把握はしておりません。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。はい、ほかに。ございませんか。

続きまして歳入のほう、ございますか。10ページから、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） ここで質疑を打ち切り、第118号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思っておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 異議がないので、第118号議案は総務建設常任委員会に付託いたしま

す。

上叡地委員長よろしくお願ひいたします。

日程第18. 第119号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第18、第119号議案、財産の取得について（パソコン購入）を議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） 第119号議案、財産の取得について、下記のとおり財産を取得するものでございます。

取得財産はノートパソコン52台、デスクトップパソコン2台、契約の方法は指名競争入札。

契約金額は590万6,520円。内消費税及び地方消費税は43万7,520円です。

業者名は福岡市中央区六本松2丁目12番19号、株式会社BCC代表取締役 幸田好和、納期は契約締結の日から平成30年10月31日までとしております。

理由といたしまして、業務で使用するパソコンを購入するため、平成30年8月3日に指名競争入札により、業者を定めましたが、その者から購入するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。入札結果表でございます。

入札結果表で、予定価格から消費税等を除いた金額は765万円で、4社から応札がっております。以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、お尋ねします。指名競争入札に当たってパソコンは多種多様、要するにピンキリと申しますか、あると思うんですが、どのような仕様、機能、メーカーを含めて、どのような指定をされたのかお尋ねします。

○議長（北崎 和博君） 政策経営課長。

○政策経営課長（太田 達也君） はい、お答えいたします。今回、購入いたしますパソコンにつきましては、用途といたしましては、インターネット系の接続に関するパソコンというような形になっております。

その中で今回、発注する際の指定といたしましては、NEC製または富士通製というところで、御質問にもありますようにいろいろな会社製のものがある中で、うちのほうといたしましては、インターネットではございますけれども、一定の耐久性であったり、性能であったりというようなところを確保するために、2社の製品でうちが指定します性能のところでの要件を満たすもの

をという形で発注をさせていただいております。以上です。

○議長（北崎 和博君） 横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） メーカーはわかりましたが、対応できる機能を有するものというように意味なんですよ。

その業務に使用する目的のため、それ具体的に例えばインターネットに接続するためのものとか、その程度はもうあくまでもどんなパソコンでもインターネット接続できるでしょ、僕も素人でわかりませんが、だからそのどういう形でその能力を指定されたのか、仕様ですね、その辺をお尋ねしてるんですけどね。

○議長（北崎 和博君） 政策経営課長。

○政策経営課長（太田 達也君） はい、指定といたしましては、今後、確かにインターネットに接続するということだけをみますと他社の製品でも可能ということにはなるんですけども、のちのちの管理等を含めまして一定以上の性能ということで、うちのほうは性能のところも発注の段階では指定をして出させていただいておるところでございます。

○議長（北崎 和博君） 暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩

.....

午前11時14分再開

○議長（北崎 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

政策経営課長。

○政策経営課長（太田 達也君） はい、すいません、失礼いたしました。

今回のパソコンにつきましては、性能的にはOSがWindows 10ということにしております。

CPUにつきましては、Intel Core i 3以上、記憶装置につきましては今回SSDの128ギガバイト以上という形で製品の性能を指定させていただいております。以上です。

○議長（北崎 和博君） はい、横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、それがどの程度を示すのか、私にはさっぱりわかりませんが、私が申し上げたいのは、要するに機器の購入に当たっての機種もしくはメーカー、こういう指定について以前、実は契約案件で1回反対したことあるんですが、それはそびあしんぐの音響設備の契約のときにメーカーも指定せず、要するに同等品だということで十分なんだという説明が当時ありましてね、私はやはりそれぞれ今回のパソコンもそうなんですが、NECもしくは富士通というメーカー指定、それは至極当たり前だと私は思ってるんですよ。

要するにメーカーを指定してどれぐらいの能力の機械を購入すると。

ところがそれを一方では、契約に際してそこまで必要ないという見解を示されたんで私は反対したんですけどね。

やはり業務に支障がないようにという程度の選択というのは、これは私はよくないと思ってるんですね。

やはり機械を高額で購入するにあたっては、やはりそれ相応の能力を持った相応の機種、機械を購入するんだということでメーカーを指定したり、機能を指定したり、機種を指定したりすることは至極当たり前だと思ってますんで、今後、契約に際しては、やはりどこまで指定するのかっていうのは問題があると思うんですね。

例えばがんじがらめに指定してしまえば、そのメーカーに便宜を図ることになりますし、ただしそれをざっくばらんにおおびらに、言ってみればばらっと指定もせずに購入するというのもまた問題だし、やはりその辺は仕様書、入札に当たっての仕様書をつくる段階で、特に配慮して今後対応をしていただきたいという趣旨で今回質問をしていますので、この件に関してどうだという意味じゃありません。

だからそういった意味で、今後機器の入札に際しては、やはりきちんと根拠を持って機種の指定だったり、それから業者選定をやっていただきたいという趣旨の質問です。答弁結構です。

○議長（北崎 和博君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） はい、質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第119号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成9名、反対0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第119号議案は原案のとおり可決されました。

日程第19、第120号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第19、第120号議案、福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐島 光昭君） 第120号議案、福岡県介護保険広域連合規約の変更について御説明いたします。

本町が加入しています福岡県介護保険広域連合におきまして、今般、処理する事務の変更などによる規約の変更を予定いたしております。

理由といたしましては、介護保険法の一部改正により、居宅介護支援事業所の指定権限が県から派遣者へ移譲されたことに伴い、福岡県介護保険広域連合の処理する事務を変更する必要が生

じたため、また同広域連合の執行機関等の組織の見直し等により、同広域連合規約を変更する必要が生じたためでございます。

規約の変更内容につきましては、新旧対照表により説明いたします。

3ページをお願いいたします。

第4条第4号ですが、ここでは広域連合が処理する事務を規定いたしております。

現在の規定に指定居宅介護支援事業所を新たに加えるものでございます。

理由といたしましては、先ほど申しましたとおり、介護保険法の一部改正により指定居宅介護支援事業者に係る指定権限が都道府県知事から保険者に移譲されたことによるものでございます。

第11条は広域連合の執行機関との組織について規定いたしており、第1項では執行機関の人数について、現状に合わせ支部長の人数を8人と明記し、広域連合長及び副広域連合長については支部長と兼務する旨を規定し、第2項は副広域連合長の職務を新たに追加するものでございます。

4ページをお願いいたします。

第12条第4項は、現行の第5項に副広域連合長は、関係市町村長のうちから選任する旨を追加規定するもの。

第13条第1項は、副広域連合長の任期を広域連合長及び支部長と同様に、関係市長村長の町としての任期とすることを規定し、同時に第2項を削除するものでございます。

第4条関係の別表第2につきましては、5ページでございますが、上段の区分4の欄に指定居宅介護支援事業所を加え、さらに区分5の関係市町村において行う事務の欄の変更につきましては、介護保険法の改正による事業の見直しに伴い文言を整理したものでございます。

なお、今回の改正に伴い、構成市町村が行う事務についての変更はございません。

戻りまして、2ページをお願いいたします。

当規約改正の議案は、新宮町及び関係市町村の議会議決をいただいた後、福岡県との協議を経て施行予定としていることから、附則といたしまして、本年11月1日からといたしております。

説明は以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第120号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成9名、反対0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、第120号議案は原案のとおり可決されました。

日程第20、請願第1号

○議長（北崎 和博君） 日程第20、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 請願1号、請願書、新宮町議会、議長北崎和博様。

請願者が寺島亮嗣、紹介議員、庵原伸一。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について。

意見は衆議院議長 大島理森、参議院議長 伊達忠一、内閣総理大臣 安倍晋三、財務大臣 麻生太郎、総務大臣 野田聖子、文部科学大臣 林芳正、意見書案を読むことで提案とさせていただきます。

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の拡充に係る意見書案、学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子供たちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。

特に小学校においては、18年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。

豊かな学びの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、明日の日本を担う子供たちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。

国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

1、豊かな子供の学びを保障する条件整備(例えば30人以下学級の実施など)を行うために、計画的な教職員定数改善を推進すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分

の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

よろしく御議決のほどよろしく願います。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

請願第1号は採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成9名、反対0名〕

○議長（北崎 和博君） 全員賛成と認め、請願第1号は採択と決しました。

日程第21. 報告第17号

○議長（北崎 和博君） 日程第21、報告第17号、平成29年度新宮町土地開発公社経営状況報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（本田 陽一郎君） 報告第17号、平成29年度新宮町土地開発公社経営状況について報告いたします。

それでは、収入から説明させていただきます。3ページ、4ページ目をお願いいたします。

主なものを説明させていただきます。

1款1項事業収入、1目用地売却収入1節の公有用地売却収入の8,806万1,007円は新宮浜中央公園用地、町道深町線道路改良用地、町道小万崎・柳ヶ浦線用地を町に売却したものでございます。

2節代行用地売却収入1,268万8,062円は、町道中原8号道路改良用地を町に売却したものでございます。

1款1項2目附帯等事業収入、1節土地貸付料は、JR新宮中央駅東口駐輪場用地及び三代的野線道路用地を駐車場及び看板用地として貸付ております。

その貸付料として313万2,390円の収入となっております。

2款1項1目借入金では、事業資金として金融機関から短期借入金13億8,000万円を借り入れております。

15ページ、16ページをお願いいたします。

福岡銀行から平成29年8月に7億円、遠賀信用金庫から平成30年2月に6億8,000万円を借り入れております。

それでは、また3ページ、4ページ目にお戻りください。

3款1項1目1節雑収入は、電柱の敷地使用料と預金利息で1万7,898円の収入となっています。

以上、収入決算額合計16億2,389万9,357円となっております。

次に、支出について説明させていただきます。5ページ目、6ページ目をお願いいたします。主なものを説明させていただきます。

1款事業費、1項土地取得費、1目公有用地取得費、1節用地費は1億5,257万8,701円の支出となっております。

内訳は、2ページ目をご覧ください。

上段の用地取得費、町が施工しております新設中学校及び周辺道路・公園整備に係る用地町道中原8号道路改良用地、寺浦公共広場整備用地の先行取得、合計1億5,257万8,701円です。

それではまた5ページ目、6ページ目にお戻りください。

続きまして、1款2項宅地造成費1節工事請負費1,071万2,520円。

これは平成27年度に取得してございました上府、馬場池の造成事業に係る費用でございます。

1款3項1目の用地管理費は、1節の委託料、新宮中央駅東口及び三代の貸付用地の管理委託料20万8,697円と3節公課費、貸付用地の固定資産税71万7,900円が主な支出となっております。

2款1項事業外費用1目1節の支払い利息108万7,191円は、短期借入金の支払い利息となっております。

3款1項1目借入金償還金、15億9,000万円ですが、先ほどの15ページ、16ページをご覧ください。

平成29年8月に福岡銀行へ7億5,000万円。平成30年2月に福岡銀行へ7億円を返済しております。

また長期借入金として平成30年3月に町へ1億4,000万円を返済し、同年同月に同額を借り入れております。

5ページ、6ページにお戻りください。

以上、支出決算合計17億6,311万7,682円で、収支差額はマイナス1億3,921万8,325円となっております。

なお、平成30年3月31日現在の公社の土地保有明細書を17ページ、18ページに掲載しておりますので御参照ください。以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質問を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質問を終わります。

日程第22. 報告第18号

○議長（北崎 和博君） 日程第22、報告第18号、平成29年度新宮町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 報告第18号、平成29年度新宮町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書について御説明申し上げます。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成29年度新宮町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書を議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。

2款1項事業名、下水道施設ストックマネジメント計画策定業務委託で全体計画といたしまして、総額6,123万6,000円、年割額、平成28年度5,400万円、平成29年度723万6,000円。

これに対しまして実績につきましては、支出済額が平成28年度は540万円を逓次繰り越しを行ったため、4,860万円となっております。平成29年度は1,119万4,200円。

比較としまして年割額と支出済額の差144万1,800円が執行残となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質問を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質問を終わります。

日程第23. 報告第19号

○議長（北崎 和博君） 日程第23、報告第19号、平成29年度新宮町健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（太田 達也君） 報告第19号、平成29年度新宮町健全化判断比率等の報告について御説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成29年度新宮町健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見書をつけて議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。健全化判断比率の総括表でございます。

上の段の真ん中あたりでございますが、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、資金不足等がございませんので、バー表示としております。

実質公債費比率は8.1パーセントでございます。平成28年度と同率となっております。

この理由につきましては、分子を構成する元利償還金等が減少し、分母を構成する標準財政規模が増加いたしました。分子分母ともに控除される歳入公債費等が減少したため、結果といたしまして、単年度の実質公債費比率は減少ということになりましたけれども、3カ年平均は同率という結果となったところでございます。

次に、将来負担比率につきましては72.5パーセントで、前年度と比較いたしますと、16ポイント増加しております。

こちらにつきましては、教育施設整備事業、新設中であつたり新宮中の給食室等であつたりというところの事業に伴いまして、地方債の現在高が大きく増加をしております。

財政調整基金につきましては取り崩すことがなく、ふるさと応援基金として積み込むことができたため、充当可能基金であります将来の負担に備える基金の額が増加したことによりまして、将来負担比率の増加を若干ではございますけれども、抑えるという形になった結果ではないかというふうに考えております。

2ページから4ページまでは算出表になりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

5ページをお願いいたします。この5ページのほうが公営企業会計に係る資金不足比率の状況となっております。

資金不足につきましては、発生していない状況のためバーで表示しております。

説明は以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 質問を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質問を終わります。

日程第24、報告第20号

○議長（北崎 和博君） 日程第24、報告第20号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） 報告第20号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について御説明を申し上げます。

新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第2条の規定により、新宮町議会

の議決事件に該当しない契約について議会に報告するものでございます。

1 ページをお願いします。

1 ページから 8 ページまで、それぞれの契約ごとの明細を載せております。

平成 30 年 5 月 1 日から平成 30 年 7 月 31 日までで予定価格が 130 万円以上の工事または製造の請負契約に関するものは、一般会計で 18 件、特別会計で 1 件、水道事業、公共下水道事業会計で 12 件ございました。

また、50 万円以上の委託契約につきましては、一般会計で 39 件、特別会計で 2 件、水道事業、公共下水道事業会計で 3 件でございました。

参考資料として入札結果表を添付いたしておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質問を許可いたします。牧野議員。

○議員（11 番 牧野 真紀子君） 1 点お伺いします。この参考資料、32 ページのところなんですけれども、この各小中幼稚園の空調の点検の業務委託に関しまして、入札率が 29.9 パーセントということで、当初予定価格の積算の出し方が問題があったのかなっていうふうにもとらえたんですけれども、その指名業者並びに見てみますと、最後のほうは 865 万 9,000 円と出てますので、それなりの予定価格のこの出し方、積算の出し方は正確っていうとおかしいんですけれども妥当だったのかなっていうふうにはとらえられるんですけれども、あまりにも 1 番目、2 番目との半額ぐらいでこの予算契約税込みで 279 万 1,800 円ということで、あまりにもちょっと安価な入札、町にとりましては全然入札がこういった結果になることは 1 番いいことなんですけれども、この仕様書云々に基づいて出されたと思うんですけれども、その担当としてこのあまりにも低い落札率だったものですから、これはどういうふうにとらえられてるのかなと思って、ちょっと今御質問させてもらってるんですけど。

○議長（北崎 和博君） 学校教育課長。

○学校教育課長（阿部 宏紀君） はい、今回の件に関しましては、すべての空調機器の使用、現在設置しております部分のものと業務内容であることのすべてを仕様書として提示して入札を行っております。

積算に関しましては、数社からの見積もりによって積算をしておりますが今回、このような形で落札されております。

現在、夏休み分まで委託のほう、業務遂行されておりますが、特段問題なく終わっているというふうに感じておりますので、かなり安く入札していただいたところには感謝申し上げますところでございます。以上です。

○議長（北崎 和博君） 牧野議員。

○議員（11番 牧野 真紀子君） 積算根拠もあれですので、この予定価格っていうのは出した価格というのは、別にもう最初から当初から別に今のところですね、ただこの業者さんがあまりにも良心的というか安くしていただいたっていうことで、この価格の計上の仕方について問題なしというふうにとめてよろしいのでしょうか。

○議長（北崎 和博君） 学校教育課長。

○学校教育課長（阿部 宏紀君） 問題はないと考えております。以上です。

○議長（北崎 和博君） はい、ほかに。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） はい、質問を終わります。

日程第25. 報告第21号

○議長（北崎 和博君） 日程第25、報告第21号、建設工事等の書類審査及び現地検査の結果報告についてが提出されております。

質問があれば監査委員にお尋ねください。

庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） この内容は初めて出されたっていうことでよろしいですかね。ちょっとまず最初に（1）の設計書に基づく内容等とかいろいろ書いてありますけど、2番目、保証金減免規定を明確にされたいということで、今まで保証金の減免規定というのはなかったのかどうかちょっとお尋ねします。

それと、3番目に契約変更が多く見られた。工期変更については、工事中止を行われたというふうに書いてありますし、また4点目、工事台帳については記載事項を再検討されたいということで、記載事項が全然なかったのか、その記載事項がどういうふうな不備があったのがわかったら教えてください。

○議長（北崎 和博君） 吉田代表監査委員。

○代表監査委員（吉田 雅文君） 建設工事の書類審査及び現地検査の結果についてというのは、昨年度も出しております。

失礼しました。昨年は出してないっていうことです。

契約保証金、入札保証金、財務規則の中での減免規定は、謳ってあります。

それがそれぞれ入札保証金、契約保証金それぞれの案件によって、減免とか徴収するとかまた次ありましたので、そこは通していただきたいというふうに言ったことで、意見として出しております。

契約変更の工期変更ですかね。契約内容の変更と同時に工期変更もなさってる件数が多かった

んですが、当局の理由により、工期変更をしている、見受けられるのが数多くありましたので、まず、工期変更する前に、災害が起きたとか、資材が入らなかったとか、当局の理由によるものでは工事中止をかけてくださいということで、工事台帳は平成29年の2月から作成していただいておりますが、その中で、もう少し内容を充実していただきたいということで、意見として出させていただいております。

例えば、工事台帳に現場代理人とか、主任技術者名とかを書く、先ほど申しました工事中止期間等を記載して、この工事台帳を一つ見れば実績を送る必要はないような内容にしていただきたいというふうな考えであります。以上です。

○議長（北崎 和博君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 減免規定については、ばらつきがあったということで書いてあるところもあるし、書いてないところもあったというふうなことでよろしいですかね。

それと、契約変更の内容で工事変更については中止を行いたいというのは、理由を明確にし、例えば資材が遅れた場合については、資材が到着するまでは、いわゆる工事を中止しなさいとかそういうふうな内容等で理解しとっていいのかどうかをお尋ねします。

それと、工事台帳については平成29年の2月からということで言われましたけど、記載事項については何か監査委員さんのほうから、こういう記載事項について、こういう内容等で書きなさいとかいうような指示か何かをされたのかどうかお伺いします。

○議長（北崎 和博君） 吉田代表監査委員。

○代表監査委員（吉田 雅文君） まず工事台帳の件ですけど、先ほどお話ししましたように、現場代理人、工事の主任技術者、そして工事中止期間、その他必要な部分があれば、工事台帳の中に様式として項目として入れてほしいということ。

もう一つ、工事中止ですかね。

業者と執行部の行政のほうで話し合っって工事をやらない期間が多分あると思うんです。

そのやらない期間に事故とか何とか起きた場合、業者の責任なります。

それが起きないように当局が工事中止、こことこの間は工事がありませんということにして、その中止した期間をまた契約変更するときに延ばすというようなことを言ってるところであります。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。はい、ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 以上で報告を終わります。

日程第26．報告第22号

○議長（北崎 和博君） 日程第26、報告第22号、例月出納検査結果報告について（4月、5月、6月分）が提出されております。

質問があれば監査委員にお尋ねください。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 以上で報告を終わります。

○議長（北崎 和博君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして本日の日程を終了し散会いたします。お疲れ様でした。

午前11時53分散会
